

# 事 業 報 告

第 10 期

〔 自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月31日 〕

仙 台 空 港 鉄 道 株 式 会 社

# 第 1 0 期 事 業 報 告

## I 事 業 の 概 況

### 1 事業の経過及び成果

#### (1) 鉄道事業

当社は、「安全」、「安心」をトップブランドとして認めていただける会社を目指し、今年度も、「安全管理規程」に基づく安全管理体制のもと、常に安全を確保し、お客さまに安心してご利用いただけることを目標に掲げ取り組んでまいりました。

この目標を達成するため適時に「安全委員会」を開催し、安全対策や事故事例等を活用した検討会を行ったほか、台風等により輸送に混乱が生じることが予想される場合には、社長を本部長とする「輸送対策本部」を設置し、全社体制で対処してきました。加えて、多客期には、各施設の総点検を実施するとともに、異常気象時・繁忙期等における要員の確保を図るため、本社と現業機関との連携体制の更なる強化に努めました。

これらの取り組みにより、当期は、2月28日南米チリで発生した地震によって大津波警報が発令され、それに伴う輸送障害はあったものの、全社一丸となって対処した結果、当社管内においては運転事故の発生もなく、一個列車平均遅延時分0.3分と概ね順調な運行を維持することができました。

利用促進につきましては、広域的利用促進のためにICカードの相互利用の拡大を図っているところですが、当期はこれまでのJR東日本の「スイカ」、JR西日本の「イコカ」、関東圏バス事業者の「パスモ」、JR東海の「トイカ」、JR北海道の「キタカ」に加え、九州地区3社（JR九州「スゴカ」、福岡市営地下鉄「はやかけん」、西日本鉄道「ニモカ」）のICカードが使用できるようシステム改修を行いました。今後も全国的に共通使用ができるよう拡大を図ってまいります。

また、「仙台まるごとパス」は、JR、仙台市地下鉄、仙台市営バス、宮城交通バス、阿武隈急行を利用して仙台市内や山寺、松島等の観光地を自由に散策していただく周遊企画切符ですが、今年度は、仙台・宮城デステ

イネーションキャンペーンに引き続く大型観光キャンペーン「仙台・宮城【伊達な旅】キャンペーン」が実施されたことや、ANA、JTB各社との事前予約販売も順調に推移したこともあり、前年を上回る販売実績となりました。

普通乗車券については、旅行業商品を扱う大手旅行代理店 9 社と船車券契約（乗車券発売契約）を締結し、各代理店が発売する旅行業商品に当社線を組み入れていただくことに努め、ご利用者の乗り継ぎの円滑化による利便性の向上を図りました。

また、仙台空港アクセス線を利用されるお客さまなどを対象にさまざまなイベントを実施し、利用促進に努めました。その主なものですが、12月にはクリスマス装飾を施した X'mas トレインを運行させるとともに、空港ビルと共同でエアポートクリスマスイベントを開催しました。

さらに本年3月には、開業3周年を記念し、空港ビル、イオンモール名取エアリと共同で「トレインお絵かきコンクール」を開催しました。表彰日には受賞されたお子さんとそのご家族をお招きし、3月19日にオープンしたばかりの仙台空港屋上展望デッキ“スマイル テラス”にご案内しましたほか、スタンプラリーなどを楽しんでいただきました。

そのほか、鉄道フェスティバル等関係機関イベントや地元のイベントに積極的に参加し、仙台空港アクセス線を広くPRすることで、利用促進を図りました。

## (2) その他事業の展開

鉄道事業以外の取り組みとしては、駅構内及び車内における広告事業のほか、特に今年度は、県の補助事業である「仙台空港アクセス環境整備促進事業費補助金」の交付を受け、緊急地震速報システム導入準備、空港ビル到着ロビーへのLED列車発車標及び誘導案内表示の設置、沿線地区住民及び企業従業員の定期券利用を促進する奨励金事業等、多彩な事業を展開しました。

オリジナルグッズについては、これまでのラインアップに加え、当社鉄道SAT721系の模型等売り出しました。また、いわゆる“ゆるキャラ”として、「SATくん」の着ぐるみを制作し、イベントに活用することにしました。子どもたちに大変好評で、イベントの盛り上げに一役買って

ます。

環境にやさしい鉄道としての取り組みとして、JR及びイオンモール名取エアリと協力し、3月19日からグリーンスコアキャンペーンを始めました。これは、スイカカードを利用し、鉄道で買い物に訪れたお客さまにスコア（ポイント）を付与し、貯めたスコアに応じてオリジナルグッズをプレゼントするものです。車から鉄道への転換を促す、環境にやさしい取り組みとして、パークアンドライドと併せ、充実を図ってまいります。

### (3) まとめ

このような取り組みの結果、当期1年間の営業実績は、ご利用人員232万8千人、一日平均6,380人となりました。また、当期の営業収益は、663,949千円、営業損失は709,063千円、経常損失976,297千円で、当期純損失は954,400千円となりました。

## 2 今後の見通しと対処すべき課題

当社の経営の基盤が安全運行にあることは揺るぎないものであり、今後とも一貫した安全最優先の経営を目指し、会社全体での安全管理体制を将来ともに維持・確立していくこととしております。

しかし、平成21年度の営業状況を見ますと、当社を取り巻く環境は厳しく、利用者は前年度実績を2%程度下回った状況で推移しました。

この要因としては、年度前半における新型インフルエンザの流行や景気低迷等により、ビジネス客や旅行客など、国内・国外便ともに前年実績を下回ったこと等が影響したものと考えられます。また、仙台空港利用者のアクセス手段としての鉄道の利用は図られてきているものの、依然として自家用車・送迎車等からの転換については十分ではない状況にあります。

当社鉄道事業は、7.1kmと営業距離が短く、仙台空港利用者及び沿線居住者の通勤・通学が主要なお客さまであり、明るい兆しの見えない現在の経済状況下では、旅客収入が今後も厳しい状況となることが予想されますことから、徹底した安全輸送の継続と利用者等の声を反映させた柔軟なダイヤの編成、各種施策の展開により、利用者の拡大、増収を図っていかねばなら

ないと考えております。

最後に、対処すべき課題ですが、当社の財務構造は、鉄道建設に当たって膨大な建設資金を要したことから、毎年度多額の有利子借入金の返済と減価償却を行わなければならない状況にあり、現在の収入状況では、累積債務が拡大し、近い将来、資金不足、債務超過の状況となることが懸念される状態にあります。今年度の決算においても売上総利益を上回る減価償却費（長期前払費用償却を含む）を計上いたしました。

このような現状に対処するため、県では、平成20年度に、県の出資した団体のうち特に厳しい経営環境にあると認められる団体に対し、外部有識者（公認会計士等）で構成された「公社等外郭団体経営評価委員会」を通じ、経営改善を指導することとしており、当社もその対象に指定され、指導を受けております。

平成21年度において、県は、上記「経営評価委員会」の指導結果の実現を図るため、平成21年8月、当社との協議内容を踏まえ、当社の抜本的な経営改革に対する支援に係る方針を定めた「改革支援プラン」を策定いたしました。

平成22年5月には、仙台空港アクセス鉄道が東北全体の発展を支える重要な社会資本として、将来も安定的に事業が継続できるよう、財務構造の改善を目指した「上下分離」の導入等による経営の安定化対策及び資金繰り対策、さらには利用促進及び経費の節減等の収支改善対策等、「改革支援プラン」の具体的な支援策を盛り込んだ「行動計画」を策定しているところであります。

今後、関係者のご理解とご協力をいただきながら、「改革支援プラン・行動計画」の着実な実行を図り、安全でかつ安定的な事業運営に努めてまいります。

### 3 設備投資の状況

当期中に実施した主な設備投資額は以下のとおりであります。

仙台空港線建設工事費 44,540千円

### 4 営業成績及び財産の状況推移

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度 (第 7 期)	平成 19 年度 (第 8 期)	平成 20 年度 (第 9 期)	平成 21 年度 (第 10 期) (当 期)
営 業 収 益	49,324	714,479	681,182	663,949
経 常 損 失	256,914	882,271	963,977	976,297
当 期 純 損 失	230,290	886,071	967,777	954,400
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (円)	1,629.44	6,215.43	6,788.57	6,694.73
総 資 産	23,352,949	22,434,014	21,489,274	20,614,809

## II 会社の概況 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

### 1 主要な事業内容

鉄道事業法による第一種鉄道事業及びこれに付帯関連する事業

### 2 主要な営業所

本 社 名取市増田字関下 266 番地 (502 街区 1 画地)

### 3 株式の状況

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 会社が発行する株式の総数    | 150,780株 |
| (2) 発行済株式の総数 (普通株式) | 142,580株 |
| (3) 株主数             | 115名     |

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	議 決 権 比 率 (%)
宮城県	75,380	52.87
仙台市	22,800	15.99
名取市	8,620	6.05
東日本旅客鉄道株式会社	7,180	5.04
財団法人宮城県市町村振興協会	6,000	4.21
岩沼市	4,300	3.02
東北電力株式会社	3,000	2.10
株式会社七十七銀行	2,000	1.40
仙台空港ビル株式会社	2,000	1.40
山形県	1,000	0.70

4 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	一名	40.7歳	2.9年

上記のうち、24名については宮城県及びJR東日本旅客鉄道㈱等からの  
出向者であります。また、24名については社員及び嘱託社員等であります。

## 5 借入金

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
宮城県	千円 7,859,000	株 75,380	% 52.87
日本政策投資銀行	2,978,800		
株式会社七十七銀行	1,490,000	2,000	1.40
株式会社仙台銀行	695,000	600	0.42
株式会社みちのく銀行	683,100		
株式会社岩手銀行	683,100		
株式会社秋田銀行	683,100		
株式会社山形銀行	683,100		
株式会社東邦銀行	683,100		
株式会社荘内銀行	250,000	600	0.42
合計	16,688,300	78,580	55.11

## 6 取締役及び監査役

会社の地位	氏名	主な職業または担当
代表取締役社長	齋藤 進	
代表取締役専務	小川 竹男	
常務取締役	三浦 邦夫	
取締役	三浦 秀一	宮城県副知事
◆取締役	笠原 周二	仙台市副市長
取締役	佐々木 一十郎	名取市長
取締役	井口 経明	岩沼市長
取締役	佐々木 茂	仙台CATV(株)代表取締役社長
※取締役	鈴木 昇	(財)宮城県市町村振興協会理事長
取締役	鎌田 宏	(株)七十七銀行代表取締役頭取
※取締役	高橋 實	東北電力(株)上席執行役員宮城支店長
常勤監査役	菅原 道義	
監査役	三井 精一	(株)仙台銀行代表取締役頭取
監査役	間庭 洋	仙台商工会議所専務理事
監査役	紺野 純一	仙台ターミナルビル(株)取締役ホテル事業本部長

- 注1 ※印は、平成21年6月22日開催の第9回定時株主総会において、新たに選任された取締役であります。
- 2 監査役4名は、会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。
- 3 ◆印は、平成22年3月31日付けで取締役を辞任されております。

## 7 会計監査人の名称

あずさ監査法人

### Ⅲ 内部統制の基本方針

当社は、安全管理を最優先としつつ、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正化を確保するための体制の基本方針を以下のとおり定める。

#### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対して定期的にコンプライアンス教育を実施し、その徹底を図ることにより、法令、定款及び社会規範に適合することを確保し、もって企業倫理を確立する。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書及び情報管理規程等を整備するとともに、これらに基づき各担当部署で適切に保存、管理する。

#### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理をするため、個々のリスクについての管理責任体制を整えることとする。
- (2) 安全基本方針を遵守するとともに、安全運行に努めるための教育や指導訓練体制の徹底を図ることとする。
- (3) 不測の事故や事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則に基づき、取締役会を年4回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、三役会の定める経営方針及び経営戦略に関わる重要事項等については、事前に三役会規程に基づき開催される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。なお、業務の執行にあたっては、効率的かつ組織的な運営ができるよう体制を整えることとする。

#### 5 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上、必要に応じて使用人の中から監査役補助者を選任することとする。
- (2) 監査役補助者には、原則として他の職務を兼務させないこととする。

#### 6 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、常勤役員及び使用人の業務の執行状況を適宜確認するとともに、稟議書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて常勤役員及び使用人に説明を求めることとする。

#### 7 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が取締役会及び常務会等の重要な会議に出席し、意見を述べた場合には、これを真摯に聞き、監査役の監査が効率的に行われるよう努めるものとする。